

平成 28 年 10 月 31 日

株主の皆様へ

株式会社さが美  
代表取締役社長 平松 達夫

ユニーが保有する弊社株式の売却先の決定を巡る一部報道等について

ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（以下「UFHD」といいます。）が保有する弊社株式の売却先の決定にあたっては、株主の皆様にご心配をおかけしました。一部報道において、偏向的な報道や議論が行われており、また、ニューホライズンキャピタル株式会社（以下「NHC」といいます。）からも、恣意的な内容のリリースが行われておりますので、この場をお借りして株主の皆様にご説明させていただきます。

NHC は、弊社に対し、平成 27 年 7 月に、弊社の店舗閉鎖、人員削減、資産処分等の抜本的なリストラクチャリングを実施することを前提として、ユニー株式会社（以下「U」といいます。）が保有する弊社株式の一部の買取りと、弊社による第三者割当増資の引受けにより弊社株式の約 5 割を取得する旨の提案をしておりました。この当時の U 及び弊社に対する弊社株式の買取価格及び弊社による第三者割当増資の発行価格の提案は 50 円（当該提案当時の弊社株価の約 4 分の 1 に満たない水準）でしたが、NHC は、U に対して、平成 27 年 12 月には、75 円～100 円（当該提案時の弊社株価の約 6 割～約 8 割程度の水準）とする旨の提案もしております。しかし、弊社は、この時期すでに事業構造改革に着手しており、NHC の提案が弊社の事業構造改革の基本方針と相容れないものであったこと、当該提案時の株価水準の下では、第三者割当増資により既存一般株主の皆様にご大幅な株式価値の希釈化を生じさせる恐れがあったこと、そもそも U において弊社株式の一部だけの売却の提案を受け入れる意向がなかったことから、NHC の提案を採用しませんでした。

それ以降、NHC からは弊社に何の連絡もありませんでしたが、NHC は、突如として、アスパラントグループ株式会社（以下「AG」といいます。）による公開買付けの買付期間が残り 11 営業日となった平成 28 年 9 月 23 日に、UFHD に対し提案書を送付し、UFHD が保有する弊社株式及び弊社に対する放棄後の貸付債権の買取りの申入れをするとともに、弊社に対してもその旨を通知しました。

NHC の提案に関しましては、NHC による対抗的公開買付けが行われたわけではなく、単なる提案であり提案そのものにコミットがあるとは評価できないものでした。また、NHC の提案は、UFHD が弊社に対する貸付債権の一部を放棄することについて合意することを前提に、UFHD に対して、弊社株式の株価よりも安い価格で UFHD 保有の弊社株式を買い取る旨を提案するものであり、一般の株主の皆様にご事実上売却の機会を提供するものではな

く、そもそも UFHD が NHC の提案を受け入れない限り、NHC の提案が実現する可能性はないものでした。そして、UFHD は、このような実情を踏まえ、NHC の提案について情報収集や検討はしつつも、結局、当該提案について NHC と協議を開始することはありませんでした（なお、通常の公開買付けの応募契約では、公開買付けがすでに実施されている状況では、他の候補による対抗的公開買付けが実施されない限り、単なる提案について協議そのものを行うことが禁止されており、すでに実施されている公開買付けに応募しないと損害賠償責任が発生するのが一般的です。）。

このような状況の下で、弊社においても NHC の提案について検討を進めておりましたが、上記のすでに述べた理由の他、UFHD の弊社に対する放棄後の貸付債権 18 億円の買取資金について、AG の自己資金による買取りの提案とは異なり、株式会社東京スター銀行からの調達資金による買取りを提案しておりました。しかしながら、当該調達も内諾にすぎず、弊社が保全措置を講じることが条件とされその内容も不明であったことから、NHC の提案の実行可能性や資金調達に伴う弊社の負担について大きな疑問がありました。また、NHC が弊社に対して提案していた 5 億円の増資については、そもそも弊社自己資金、UFHD による債権放棄、AG との資本業務提携、金融機関との既存取引等により弊社は十分な資金を確保しており、当該増資による NHC からの資金調達そのものが不要である上に、弊社の資本政策とも相容れないのではないかと、また、当該増資が公開買付けと一体として提案されているにもかかわらず、当該増資の発行株式数、発行価格、スケジュール等が今後の協議事項とされ、その内容や実施可能性が不明であり、増資そのものが弊社の一般株主にとって不利益となる可能性が高いのではないかと検討しておりました。

そこで、弊社としては NHC の提案について検討しておりましたが、結局、UFHD は、NHC の提案について NHC との協議に応じることはなく、平成 28 年 10 月 11 日に AG の公開買付けに応募しました。これらの状況を総合的に勘案し、弊社としては、NHC の提案についてこれ以上の検討及び協議の必要はないと判断するに至りました。

NHC は、弊社が AG の公開買付けに賛同を示し続けたことについて、弊社の取締役が善管注意義務を懈怠するものと一方的な主張をしておりますが、以上のとおり、これまでの弊社に対する提案の経過及び時期、提案の方法、UFHD との協議状況、提案内容等を踏まえた適切な取扱いをしており、NHC の主張には何の根拠もないと考えておりますので、本書をもって株主の皆様にご報告させていただきます。

今後とも、弊社一丸となり、弊社事業の更なる発展に向け、全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくご願い申し上げます。株主の皆様には引き続きご支援を賜りますよう、よろしくご願い申し上げます。

以 上